

一般社団法人日本脳神経外科学会
委員会細則

平成 15 年 10 月 1 日制定
平成 23 年 9 月 1 日改正
平成 24 年 3 月 1 日改正
平成 27 年 10 月 13 日改正
平成 29 年 10 月 11 日改正
平成 30 年 8 月 29 日改正
令和 2 年 8 月 21 日改正
令和 3 年 10 月 26 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第 37 条に必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 会務を円滑に実施するため、理事長の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決事項の執行にあたり理事会を補佐するための委員会を設置する。

(種類)

第 3 条 委員会は、委員会および小委員会に区分する。
2 小委員会は、委員会の職務を分担するために置く。

(委員会および小委員会)

第 4 条 この法人の委員会および小委員会の名称および職務は、別表 1. 2 に掲げるとおりとする。

(構成)

第 5 条 委員会の構成は、委員長 1 名および委員若干名とする。
2 委員会の委員長は、原則として理事をもって充てる。
3 小委員会の委員長は、原則として委員会の委員をもって充てる。

(委嘱)

第 6 条 委員会の委員長は、理事長が推薦し委嘱する。
2 委員会の委員は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

(任期)

第 7 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(報告)

第 8 条 委員会の委員長は、審議内容および活動状況を理事会に報告しなければならない。
2 前項の報告は、文書による理事長への報告および理事会での口頭報告とする。

(経費)

第 9 条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。

(報酬)

第 10 条 委員には、報酬を支払うことができる。報酬額については理事長が別に定める。

(細則の変更)

第 1 1 条 この細則は、理事会の承認を受けなければ変更することができない。

(雑則)

第 1 2 条 この細則のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

別表 1. 委員会

名 称	職 務
学術総会会長候補選出委員会	次次次期学術総会の会長候補者の理事会への推薦に関する事項
分科会検討委員会	本学会とサブスペシャリティー学会との関係確認に関する事項
研究倫理審査委員会	本学会が関与する研究の審議に関する事項
広報・情報委員会	会員と社会への広報、ホームページの作成と維持、会員データベースを基幹とする情報システムの開発・改修の調整に関する事項
倫理委員会	倫理指針の改正、指針違反行為・不正行為の審議に関する事項
法務委員会	本学会の法務、裁判所からの鑑定人推薦依頼に関する事項
COI 委員会	利益相反の管理・調査・審査、改善措置の提案・啓発活動に関する事項
佐野圭司賞選考委員会	佐野圭司賞受賞者の選考および表彰に関する事項
齋藤眞基金運営委員会	齋藤眞賞受賞者の選考および表彰に関する事項
データベース委員会	手術症例、非手術症例の登録及び専門医のデータベースに関する事項（手術症例登録準備委員会の職務を除く）
脳神経外科医療機器レジストリ管理運営委員会	脳神経外科医療機器開発に係るレジストリの構築・運営・管理に関する事項
総務委員会	管理・運営に関する事項、規則に関する事項、選挙に関する事項、あり方に関する事項、事業計画・事業報告書の作成、その他庶務に関する事項
財務委員会	予算案の作成、収支決算書の作成、その他、財務管理に関する事項
専門医制度あり方委員会	専門医制度のあり方に関する事項
専門医認定委員会	専門医認定制度の運営に関するすべての事項
機関誌 NMC 編集委員会	機関誌の編集と発行に関する事項
学術委員会	本学会に関連する学術領域の問題点解決、学術振興推進に関する事項
医療問題検討委員会	脳神経外科および脳神経外科医が遭遇する社会的・経済的諸問題に関する事項
国際委員会	国際的活動の計画・実行、国内他分野との交流・連携に関する事項
働き方改革検討委員会	働き方改革に対する本学会の対応方針の策定、その他働き方改革対応に必要な事項

別表 2. 小委員会

名 称	職 務
定款・規則等対応委員会	定款・規則の作成、改正に関する事項
会員資格審査委員会	名誉会員ならびに特別会員の推薦に関する事項

名 称	職 務
ダイバーシティ推進委員会	多様性を重視し、ジェンダー等にとらわれない会員のキャリアアップに関する事項
卒後・カリキュラム委員会	専門医認定試験書類審査・研修プログラム審査、その他専門医訓練の実務に関する事項
生涯教育委員会	専門医資格更新、その他専門医の生涯教育に関する事項
問題検討委員会	専門医認定試験問題の検討に関する事項
専門医認定に関する情報処理委員会	専門医認定試験における集計及びデータ解析等の実務に関する事項
脳神経外科医療均霑化に関する委員会	脳神経外科医療の地域均霑化に関する事項
卒前卒後教育検討委員会	卒前卒後教育、研修医へのPRに関する事項
ガイドライン対応委員会	本学会に関連する学術領域の標準的治療の作成および改訂に関する事項
学会奨励賞委員会	学会奨励賞受賞者の選考および表彰に関する事項
脳腫瘍全国統計委員会	国内における脳腫瘍症例の登録および調査に関する事項
用語委員会	脳神経外科学用語の検討、用語集改訂、ICD-11 への対応に関する事項
手術症例登録準備委員会	脳神経外科関連疾患における手術症例登録事業に関する事項
保険診療委員会	脳神経外科診療における保険制度上の疑義に関する事項、外保連との連絡に関する事項
医療機器委員会	医療器機の健全な発展促進に関する事項
医療安全管理委員会	医療安全に関する情報収集・提供、外部団体・法人、所轄官庁との対応に関する事項
脳死検討委員会	脳死判定並びに検証作業に関する事項

附 則

- 1 本細則第5条の2および第6条の規定にかかわらず、専門医認定委員会の委員長については、別に定める選任規程によるものとする。
- 2 各委員からの報告の多くは、そのまま結論になるが、理事長はその結論を差し戻すことができる。
- 3 この細則の改正は令和3年10月27日より施行する。